

令和 6 年度集団指導 ～有料老人ホーム～

令和 7 年 3 月

富山県厚生部高齢福祉課

富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課・長寿福祉課

◎根拠法令等について

- ▶ 法：「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）
- ▶ 施行規則：「老人福祉法施行規則」（昭和38年厚生省令第28号）
- ▶ 指導指針：「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」
- ▶ 事前協議等要綱：「富山県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」
- ▶ 高齢者住まい法：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の指導指針等が適用されます。

1. 有料老人ホームとは

有料老人ホームとは、老人を入居させ、①入浴・排せつ・食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のサービスのうち、いずれか（または複数）のサービスを提供している施設と定義されています。（法第29条第1項）

- ▶ 老人福祉法上の定義に当てはまる施設は、届出の有無にかかわらず有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととされています。
- ▶ なお、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、高齢者住まい法第23条の特例により、設置届（法第29条第1項）、変更届（法第29条第2項）、廃止届・休止届（法第29条第3項）の提出は必要ありません。
- ▶ 有料老人ホームの設置及び運営にあたっては、「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づいて指導等を行います。
- ▶ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた施設を含む。）については、法第29条第13項の規定に基づき、県等より状況報告依頼や立入検査等を行うことがあります。

2. 令和6年度富山県有料老人ホーム設置運営指導指針の 主な改正点について

(1) 協力医療機関の確保について

- ・入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。
- ・第二種協定指定医療機関（※）との間で、新興感染症等の発生時等の対応を取り決めるよう努めること
- ・入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

(※)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関
→富山県HP「感染症法に基づく『医療措置協定』締結等について」>「医療措置協定の締結等の状況」より確認できます。

●根拠法令等

- ・指導指針第9(9)

(2) 身体拘束実施の記録について

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- ・ また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと

●ポイント

- ・ やむを得ず身体拘束を実施する際の要件、必要な協議事項、記録については、厚生労働省「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」を確認。

●根拠法令等

- ・ 指導指針第10(6)

(3) 情報提供事業者との委託契約等について

- ・一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

(3) 情報提供事業者との委託契約等について

●ポイント

- ・ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定を行わないこと。
- ・ また、上記のような手数料の設定に応じないこと。
- ・ また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。
- ・ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。
- ・ また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

●根拠法令等

- ・ 指導指針第13(6)

3. 設置運営指導指針

(1) 設備基準

- ・一般居室

個室とすること。入居者1人当たりの床面積は13㎡以上とすること。

- ・廊下幅

次のいずれかによる。

(ア)すべての介護居室が個室で、1室当たりの床面積が18平方メートル（面積の算定方法は、バルコニーを除き、壁芯方法による。）以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合、廊下の幅は1.4メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(イ)上記以外の場合、廊下の幅は1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

- 根拠法令等

- ・指導指針第6(9)

(2) 既存建物等の活用の場合等の特例

設備基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の基準を満たすもの

(ア) すべての居室が個室であること。

(イ) 基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。

(ウ) 次のa又はbのいずれかに適合するものであること

a 代替の措置（入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど）を講ずること等により、基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。

b 将来において基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。

イ 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして知事が個別に認めたもの

●根拠法令等

- ・指導指針第7(1)

(3) 職員の配置

- ・ 次の職員を配置すること。

(ア) 管理者

(イ) 生活相談員

(ウ) 栄養士

(エ) 調理員

- ・ 夜間職員の配置について

入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

● 根拠法令等

- ・ 指導指針第8(1)

(4) 介護サービス事業所との関係

- ・ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。
- ・ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。
- ・ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

➡いわゆる 「囲い込み」の禁止

●根拠法令等

- ・ 指導指針第9(10)

4. これまでの立入検査による指摘・指導事項例

事例 1：職員の配置について

指摘事項

有料老人ホームの職員と併設介護保険サービス事業所（訪問介護、通所介護等）の職員の勤務体制を明確に区分した勤務表が作成されていない。

●ポイント

有料老人ホームの職員が介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。また、介護保険法令上も、サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることとされている。

●根拠法令等

・指導指針第10(3)

有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

事例 2：帳簿の整備について

指摘事項

サービス提供の記録、苦情の記録等が作成されていない。

●ポイント

法第29条第6項及び施行規則第20条の6において、有料老人ホームの設置者は次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならないこととされている。

- ・一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- ・入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜
- ・緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- ・入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- ・日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
- ・日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

事例 3：サービス提供等の記録について

●根拠法令等

・法第29条第6項

有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

・施行規則第20条の6

有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
 - 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
 - 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採つた処置の内容
 - 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- 2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から二年間とする。
 - 3 第一項各号に定める事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

事例 3：サービス提供等の記録について

●根拠法令等

・指導指針第9(3)

法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、5年間保存すること。

ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況

イ 法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

ウ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容

(ア) 入浴、排せつ又は食事の介護

(イ) 食事の提供

(ウ) 洗濯、掃除等の家事の供与

(エ) 健康管理の供与

(オ) 安否確認又は状況把握サービス

(カ) 生活相談サービス

エ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

オ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容

カ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容

キ 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

ク 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項

5. 定期報告について

- ▶ 有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の設置者は、「富山県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」及び「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書等を県へ提出いただくようお願いしています。
- ▶ 提出いただいた重要事項説明書等については、県HPで公開しています。
- ▶ 報告の期日等については、県から別途通知します。